

イタリアで始まった「協同組合の価値に関する憲章」の討議

翻訳・解説 菅野 正純

—レガ（全国協同組合・共済組合連盟）機関誌『ラ・コオペラツィオーネ・イタリアーナ』

1993年6・7月合併号より—

レガ全国理事会は、7月半ば、「協同組合の価値に関する憲章」案を採択した。討議は、今後、各部門別連合会、地域組織、単協に移され、最終案をまとめて次期大会で正式に採択される予定である。周知のようにICA（国際協同組合同盟）が95年マン彻スター大会において「(21世紀に向けた)協同組合憲章」を採択する方針であり、イタリア・レガの独自の価値憲章討議は、世界の協同組合運動に重要な問題提起をいち早く投げかけるものと言えよう。

[時代の大きな転換の中での憲章討議]

今回の憲章は、「レガ加盟協同組合の共通の使命と、企業であるとともに協同組合システムであることが今日、どのような意義を持っているかを明確にする」ことを目的としている。そこでは、まず、近年の協同組合運動が「価値や動機づけを軽視」し、「協働や共生という本質的原則の弱まり」をもたらしたことが、運動の危機をもたらした、という反省の上に立って、何よりも「作風、文化的特徴こそが組織を特徴づける」という観点が強調されていることが特徴である。

解説によれば、80年代は「(事業的)成功と営利主義の価値観に基づく権力システム」が強化された時代であって、この時代の風潮が協同組合にも及んで、協同組合は、「市場を修正し、改良するという自らの機能を事実上放棄した」。そのため「市場に『倫理を説く』社会的企業としての価値よりも、特定グループの利益を優先するような行動」が優先した。従って、協同組合の意義に関する検討は、「80年代に増大した権力システム全体の危機と軌を一にする」という重大な歴史的位置づけのもとに再開されているのである。

新しい情勢の展開の中で、イタリア協同組合運動が、「思考と行動の体系=価値を転換し、主体の自己革新を進め」て、運動の新たな発展を期そ

うとしていることに注目したい。同時に、解説は「政治的代表と政策の高度の利用」が必要になっている、としている。協同組合運動の政策提案能力と運動能力が、再び前面に登場する季節が再来しているものと言えよう。

[憲章案のポイントと思われる主張]

①協同組合は、組合員を中心とした活動の第1の基準とする。

②協同組合は、協同組合人、および未来の世代と社会共同体のための経済的役割を果たす。

③協同組合は、労働の価値を高め、創造性と専門性、協同の能力を育成する。

④協同組合企業は、労働の質と透明性(公開性)、誠実さ、適正な行動を自らの生命とする。

⑤協同組合運動は、多元主義を尊重するとともに、自らの独自性・自立性・提案能力に従って行動する。

⑥協同組合は、経済主体間の関係や取り引きの基礎に、人間的な連帯の関係を置く。

⑦協同組合は、市場を富の生産の場であるとともに、健康と環境が尊重され、社会的経済の発展の場と見なして、組合員および共同体にとっての正義と有用性の原則に従って、市場の中で行動する。

⑧協同組合運動は、既存の企業の改革や新たな企業の創造、需要の組織化や集団的ニーズへの対応を通じて、市場の発展のために協力するとともに、協同組合の育成を主張する。

⑨協同組合は、相互の民主主義的関係を発展させ、(集団的財産の価値を高める)協同組合運動に結集し、適切なコントロール形態を保障する。

⑩協同組合運動は、「人の連合による企業」であることの中に自己の根源を見出し、市場の中で自己の発展を追求し、人間の物質的・道徳的・文化的条件の改善を目的とする。

《資料》「価値憲章」草案—「協同組合の原則」(レガ全国理事会)

組合員は、本来、あらゆる形態の相互扶助の中核であり、協同組合活動の第一の具体的基準となるものである。

協同組合企業は、協同組合人、および未来の世代と社会共同体の利益のために、自らの経済的役割を果たす。

協同組合企業は、その参加者に対し、各人の貢献に応じて、保障と利益と報酬を提供する。

協同の主要な資源は、そこに参加する諸個人によって表わされる。

それぞれの協同組合は、労働の価値を高め、創造性と専門性、ならびに共通の目標を達成するために協力する能力を、促進し、承認しなければならない。

協同組合人は、何よりも諸個人に対する尊敬を、自らの生命とする。

協同組合人は、どんな役職や地位にあろうとも、率直さと、正義の精神、ならびに責任の感覚を求められる。

協同組合企業は、その行なう労働の質と、透明性、誠実さ、ならびに適正な行動を自らの生命とする。

協同組合は、常に多元主義を善と見なす。

他の経済的、政治的、社会的勢力との関わりにおいて、協同組合は、それらの勢力の性格や意見、文化を尊重し、自らの独自性と自立性と提案能力に従って行動する。

協同組合の存在と独自の特徴、ルールは、連帶の原則にもとづくものである。

経済諸主体の間のそれぞれの関係や取り引きの基礎には、常に人間的な関係が存在する。

協同組合は、市場を、富の生産の場、健康と環境が尊重される場、社会的経済の発展の場と見なす。

協同組合は、法を遵守するだけでなく、その組合員と集団にとっての正義と有用性の原則に従って、市場の中で行動する。

協同組合は、既存の企業の改革やその新たな創造を通じて、また需要の組織化や集団のニーズに応えることを通じて、市場の発展のために協力する。

こうした意味において、協同組合運動は、協同組合の振興を主張する。

協同組合運動は、企業を興す権利とリスクは、自由の発現であると考える。

協同組合は、民主主義の原則にもとづいて内部関係を律する。

協同組合諸企業は、相互の関係を促進し、集団的財産の価値を高める協同組合運動に結集することによって、また、適切なコントロールの形態を保障することによって、自らの目的をはじめて完全に実現することができる。

国際協同組合同盟の諸原則が規定する協同組合的相互扶助は、協同組合の参加者の利益により合致した富の生産・分配様式であるだけでなく、人間的な関係についての概念でもある。

協同組合は、人の連合による企業が持つ価値の中に自己の根源を見出し、市場の中で自己の発展を追求し、人間の物質的・道徳的・文化的な条件の改善を自己の目的と見なすものである。